

地域未来戦略本部事務局の設置に関する規則

令和 7 年 11 月 11 日
内閣総理大臣決定

（設置及び任務）

第 1 条 内閣官房に、地域未来戦略本部及びまち・ひと・しごと創生本部に係る事務を処理するため、地域未来戦略本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 事務局に、事務局長、次長、審議官、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

- 2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
- 3 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
- 4 審議官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 6 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 7 参事官、企画官及び局員は、非常勤とすることができる。

（補則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 11 月 11 日から実施する。
- 2 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局の設置に関する規則（令和 6 年 10 月 11 日内閣総理大臣決定。以下「旧規則」という。）は、廃止する。ただし、旧規則に基づき置かれた新しい地方経済・生活環境創生本部事務局がこれまで検討した事項等については、事務局に引き継がれるものとする。